

広島県警察本部別館基町庁舎ほか  
自動販売機設置事業募集要領  
[令和7年度一般競争入札]

○ 申込受付期間

令和8年1月30日(金)から

令和8年2月12日(木)まで

○ 開 札 日

令和8年3月4日(水)

広島県警察本部総務部施設課

# 目 次

入札申込から自動販売機設置までの流れ	1
広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業募集要領（一般競争入札）	2
<b>1 募集概要</b>	<b>2</b>
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約に当たっての留意事項	
(7) 貸付け料	
<b>2 入札参加資格</b>	<b>3</b>
<b>3 入札までのスケジュール等</b>	<b>3</b>
(1) 募集要領、仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法	
(2) 入札参加資格（入札申込）の確認	
(3) 募集に関する質問の受付及び回答	
<b>4 入札について</b>	<b>5</b>
(1) 入札書の提出方法	
(2) 入札書の提出期限	
(3) 入札書の提出場所	
(4) 留意事項	
<b>5 開札について</b>	<b>5</b>
(1) 開札日時	
(2) 開札場所	
<b>6 落札者の決定方法</b>	<b>6</b>
<b>7 入札に関する留意事項</b>	<b>6</b>
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札書の記載方法等	
(4) 落札者等の通知	
<b>8 契約手続</b>	<b>7</b>
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
(3) 連帯保証人	
<b>9 貸付け料の支払方法</b>	<b>7</b>
<b>10 その他の留意事項</b>	<b>8</b>
<b>11 【参考データ】自動販売機設置販売状況</b>	<b>9</b>
(別紙) 入札書の記入・提出等についての注意事項	12

# 入札申込から自動販売機設置までの流れ

## ① 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）まで  
午前8時30分から午後5時まで

※閉庁日（土・日曜日及び祝祭日）は受付を行いません。（以下同じ）

受付場所：広島県警察本部総務部施設課管財係（広島市中区基町9番42号）

## ② 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和8年1月30日（金）から令和8年2月26日（木）まで  
午前8時30分から午後5時まで

質問方法：質問書を持参、電子メール又は郵送等により提出してください。

回答方法：広島県警察のホームページにおいて公表することにより行います。

## ③ 入札書の提出

全ての物件（物件番号①から⑦）に入札参加することができます。  
持参又は郵送等により提出してください。

## ④ 入札及び開札

日 時：物件番号①	令和8年3月4日（水）	午後1時00分
物件番号②	令和8年3月4日（水）	午後1時30分
物件番号③	令和8年3月4日（水）	午後2時00分
物件番号④	令和8年3月4日（水）	午後2時30分
物件番号⑤	令和8年3月4日（水）	午後3時00分
物件番号⑥	令和8年3月4日（水）	午後3時30分
物件番号⑦	令和8年3月4日（水）	午後4時00分

場 所：広島県庁舎東館14階会議室（広島市中区基町9番42号）

## ⑤ 契約の締結

契約締結期限は、落札通知を受けた日から5開庁日以内です。

## ⑥ 貸付料の支払

貸付料は、広島県が発行する納入通知書により金融機関窓口から納付していただきます。

## ⑦ 契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

※更新はありません。

## ⑧ 自動販売機設置

自動販売機の設置は、令和8年4月1日（水）（午前8時30分）以降とします。

なお、事前に広島県警察と自動販売機設置事業者との協議により、設置時間等を変更する場合があります。

# 広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機

## 設置事業募集要領

### (一般競争入札)

広島県警察では、次のとおり広島県警察本部別館基町庁舎等に飲料用の自動販売機を設置する事業者（以下「自動販売機設置事業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、飲料用の自動販売機の設置を希望される法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札へ参加を希望される方は、この募集要領のほか、「広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）、「広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業賃貸借契約書（案）」及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

#### 1 募集概要

##### (1) 事業の名称

広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業

##### (2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、歳入を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

##### (3) 貸付施設の概要

仕様書「1 貸付場所、設置種類及び貸付面積」のとおりです。なお、貸付番号4、68及び69の所在地の詳細については、3(1)交付先へお尋ねください。

##### (4) 募集の仕様

仕様書のとおりです。

##### (5) 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

※更新はありません。

##### (6) 契約に当たっての留意事項

ア 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5の規定に基づき行われる、自動販売機を設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により当然に終了し、契約の更新はありません。

イ 地方自治法第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。

ウ 自動販売機設置事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

エ 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所への自動販売機の設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することができます。

##### (7) 貸付料

自動販売機設置期間中の年額の貸付料は、落札価格（物件番号①から⑥は消費税及び地方消費税を含む、物件番号⑦は非課税。）とします。

なお、貸付料（落札価格）には自動販売機稼働に必要な光熱水費は含まれないものとし

ます。

## 2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機を自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税、特別法人事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 3 入札までのスケジュール等

- (1) 仕様書等の交付場所、交付期間及び交付方法

交付期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日（土・日曜日及び祝祭日。以下同じ。）は交付しません。
交付方法	交付場所で受け取る又は広島県ホームページからダウンロードしてください。
交付場所	広島県警察本部総務部施設課管財係 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2268

- (2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県警察の確認を受ける必要があります。

### ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月12日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。） ※閉庁日は受付を行いません。		
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）に必要事項を記入し、持参又は郵送等により提出してください。 郵送等の場合は、上記の受付期間内に必着するようお願いします。		
提出書類	事項	法人	個人
	① 入札参加資格確認申請書（様式第5）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	② 身分証明書（市町村発行のもの）		<input type="radio"/>
	③ 商業登記全部事項証明書（現在又は履歴事項証明書）	<input type="radio"/>	
	④ 確定申告書（写）		<input type="radio"/>
	⑤ 印鑑（登録）証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

提 出 書 類	⑥	広島県税、特別法人事業税の納税証明書（広島県税、特別法人事業税について未納がないことの証明書）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑦	消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑧	設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑨	誓約書（様式第10）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	提出場所	3-(1)交付場所に同じ。		

※1 ②、③、⑤、⑥及び⑦については、発行後3か月以内の原本とします。

※2 郵送等により送付する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものにより送付してください。以下、この要領において「郵送等」とある場合はすべて同じようにしてください。

#### イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して令和8年2月17日（火）までに書面により通知します。

#### ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができます。

提出期限	令和8年2月20日(金)午後5時
提出方法	説明要求の書面（様式自由、要代表者印）により、持参又は郵送等により申し込んでください。 郵送等の場合は、上記の期限までに必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。
回答期限	令和8年2月25日(水)

#### (3) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この要領、仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月26日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。 郵送等による場合は、上記の受付期間内に必着するよう送付してください。
提出場所	3-(1)交付場所に同じ。

#### イ 質問への回答の公表

提出された質問への回答は、令和8年3月2日（月）までに広島県警察のホームページにおいて公表します。

## 4 入札について

### (1) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出してください。

(2) 入札書の提出期限

ア 持参の場合

物件番号①	令和8年3月4日 (木)	午後1時00分
物件番号②	令和8年3月4日 (木)	午後1時30分
物件番号③	令和8年3月4日 (木)	午後2時00分
物件番号④	令和8年3月4日 (木)	午後2時30分
物件番号⑤	令和8年3月4日 (木)	午後3時00分
物件番号⑥	令和8年3月4日 (木)	午後3時30分
物件番号⑦	令和8年3月4日 (木)	午後4時00分

イ 郵送等の場合

令和8年3月3日 (水) 午後5時までに必着するよう送付してください。

(3) 入札書の提出場所

ア 持参の場合

広島県庁舎東館14階会議室 (広島市中区基町9番42号)

イ 郵送等の場合

3-(1) 交付場所と同じ。

(4) 留意事項

ア 持参の場合

入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されると入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

また、入札に当たっては次のものが必要となりますので、持参してください。

- (ア) 印鑑 (入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印)
- (イ) 筆記用具 (黒又は青の万年筆又はボールペン)
- (ウ) 委任状 (代理人によって入札する場合)

イ 郵送等による場合

郵送等により提出する場合は、入札書を封筒に入れて密封し、封筒の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び入札件名等を記載してください。

なお、複数の物件に入札する場合は、物件ごとに入札書と封筒を作成してください。

その他、入札書・封筒の作成については、別紙「入札書の作成等についての注意事項」を確認の上、作成・提出してください。

## 5 開札について

(1) 開札日時

物件番号①	令和8年3月4日 (木)	午後1時00分
物件番号②	令和8年3月4日 (木)	午後1時30分
物件番号③	令和8年3月4日 (木)	午後2時00分
物件番号④	令和8年3月4日 (木)	午後2時30分
物件番号⑤	令和8年3月4日 (木)	午後3時00分
物件番号⑥	令和8年3月4日 (木)	午後3時30分
物件番号⑦	令和8年3月4日 (木)	午後4時00分

(2) 開札場所

広島県庁舎東館14階会議室 (広島市中区基町9番42号)

## 6 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立合いの下で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県警察が予定する年額（1年間当たり）の貸付料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとします。

## 7 入札に関する留意事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ 入札者が二以上の入札をしたとき。

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。

カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

(3) 入札書の記載方法等

ア 入札書（様式第1）には、1年間分の貸付料を記載してください。

イ 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間ですが、入札書には1年間分の貸付料を記載することとしていますので、誤りの無いようにしてください（5年間の総額を記載するものではありません）。

ウ 物件番号①から⑥は、消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた年額を入札書に記載してください。

物件番号⑦は、消費税及び地方消費税の非課税取引となりますので、入札者が希望する年額を入札書に記載してください。

エ この要領（別紙を含む。）及び仕様書を熟読の上、入札してください。この場合において、要領等についての不知又は不明を理由として、入札書提出後に異議を申し立てることはできません。

(4) 落札者等の通知

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、入札者に知らせます。

## 8 契約手続

(1) 契約の締結等

- ア 落札者は、落札通知を受けた日から 5 日以内（閉庁日を除く。）に、別添「広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業賃貸借契約書（案）」に基づき広島県警察と自動販売機設置に係る賃貸借の契約を締結していただきます。
- （ア）契約は、「落札者」名義で締結することとなります。
- （イ）契約の締結の際、様式集の財産借受願（様式第6）を広島県警察に提出してください。
- （ウ）契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。
- イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。
- ウ 契約書は3通作成し、各自その1通を保有するものとします。
- （2）契約保証金  
免除します。
- （3）連帯保証人
- ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。
- イ 契約の締結の際、連帯保証人届（様式第8）に次の書類を添付して広島県警察に提出してください。
- （ア）連帯保証人が個人の場合  
身分証明書（市町村発行のもの）  
印鑑登録証明書  
広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書）
- （イ）連帯保証人が法人の場合  
商業登記全部事項証明書（現在又は履歴事項証明書）  
印鑑証明書  
広島県発行の納税証明書（広島県税等の未納がないことの証明書）  
企業概要の資料
- ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の年額の貸付料相当額とします。
- エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。
- （ア）財産及び収支の状況  
（イ）落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況  
（ウ）主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

## 9 貸付料の支払方法

- （1）貸付料は、年額の貸付料を、広島県が発行する納入通知書により、4月30日までに納付しなければなりません。ただし、納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。
- （2）自動販売機設置事業者と広島県警察との協議により、年額の貸付料を分割して納付することができます。ただし、この場合、分割された貸付料は、分割された貸付料に対応する貸付期間が開始する日の前日までに納付しなければなりません（なお、この場合でも、年度第1回目の納付期限は4月30日となります）。
- （3）契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することができますので、注意してください。

## 10 その他の留意事項

### (1) 自動販売機設置事業関連規定の遵守

広島県警察と本件自動販売機設置事業に係る賃貸借契約を締結した自動販売機設置事業者は、本要領のほか、仕様書及び広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業賃貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

### (2) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、様式集の自動販売機設置承認申請書（様式第7）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、広島県警察に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

### (3) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、広島県警察と自動販売機設置事業者が協議の上決定します。

### (4) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、自動販売機設置事業者の負担とします。

なお、現時点、新たなコンセントの設置は不要です。

### (5) 自動販売機の撤去

契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県警察に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第7）を提出しなければなりません。

### (6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

### (7) 自動販売機設置事業者の責任

ア　自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。

イ　自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。

### (8) 契約手続において使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

## 【参考データ】

### ■ 自動販売機設置販売状況

販売本数の算定対象期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

販売品目：清涼飲料水類

設置場所		貸付番号	設置種類	令和6年10月1日～令和7年9月30日販売本数	備考 (今回変更点等)
警察本部別館基町庁舎	西館庁舎 非常階段付近	1	缶・ペットボトル	R7.10.1から設置	
警察本部別館宇品東庁舎	正面駐車場	2	缶・ペットボトル	3,232 本	
警察本部別館科学捜査研究所 庁舎	1階 (フロア)	3	缶・ペットボトル	2,586 本	
坂町県警待機宿舎123号館	1階 (廊下)	4	缶・ペットボトル	7,216 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	5	缶・ペットボトル	9,486 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	6	缶・ペットボトル	20,056 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	7	缶・ペットボトル	20,395 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	57	紙パック	3,003 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	R8.3.31 で終了	紙カップ	410 本	
広島中央警察署庁舎	庁舎裏口 (犬走り)	58	紙パック	R8.4.1から設置	紙カップから変更
広島東警察署庁舎	1階 (フロア)	8	缶・ペットボトル	14,597 本	
広島東警察署庁舎	庁舎裏口駐車場	9	缶・ペットボトル	13,153 本	
広島東警察署庁舎	1階 (フロア)	59	紙パック	2,631 本	
広島西警察署庁舎	1階 (フロア)	10	缶・ペットボトル	10,879 本	
広島西警察署庁舎	1階 (廊下)	11	缶・ペットボトル	8,907 本	
広島西警察署庁舎	3階 (廊下)	12	缶・ペットボトル	8,417 本	
広島西警察署庁舎	庁舎裏口 (バルコニー)	60	紙パック	2,408 本	
広島南警察署庁舎	1階 (フロア)	13	缶・ペットボトル	8,418 本	
広島南警察署庁舎	裏庭駐車場	14	缶・ペットボトル	9,703 本	
広島南警察署庁舎	5階 (廊下)	15	缶・ペットボトル	14,894 本	
安佐南警察署庁舎	1階 (フロア)	16	缶・ペットボトル	4,315 本	
安佐南警察署庁舎	裏庭駐車場	17	缶・ペットボトル	7,250 本	
安佐南警察署庁舎	裏庭駐車場	R8.3.31 で終了	缶・ペットボトル	4,023 本	
安佐南警察署庁舎	裏庭駐車場	R8.3.31 で終了	缶・ペットボトル	6,752 本	
安佐南警察署庁舎	3階 (廊下)	R8.3.31 で終了	缶・ペットボトル	9,249 本	
安佐南警察署庁舎	裏庭駐車場	R8.3.31 で終了	紙カップ	562 本	
安佐南警察署庁舎	裏庭駐車場	61	紙パック	1,367 本	
安佐北警察署庁舎	裏庭駐車場 (犬走り)	R8.3.31 で終了	缶・ペットボトル	4,723 本	
安佐北警察署庁舎	裏庭駐車場 (犬走り)	18	缶・ペットボトル	7,064 本	
安佐北警察署庁舎	正面玄関 (屋外)	19	缶・ペットボトル	11,915 本	
佐伯警察署	1階 (廊下)	20	缶・ペットボトル	11,135 本	

佐伯警察署	1階（廊下）	21	缶・ペットボトル	10,219 本	
佐伯警察署	裏庭駐車場	62	紙パック	1,806 本	
海田警察署庁舎	1階（廊下）	22	缶・ペットボトル	10,749 本	
海田警察署庁舎	1階（廊下）	23	缶・ペットボトル	11,600 本	
廿日市警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	24	缶・ペットボトル	8,663 本	
廿日市警察署庁舎	1階（廊下）	25	缶・ペットボトル	8,677 本	
廿日市警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	63	紙パック	2,141 本	
大竹警察署庁舎	庁舎裏口（犬走り）	26	缶・ペットボトル	3,859 本	
大竹警察署庁舎	正面玄関（屋外）	R8.3.31 で終了	缶・ペットボトル	1,593 本	
大竹警察署庁舎	庁舎裏口（犬走り）	54	紙カップ	1,406 本	
山県警察署庁舎	庁舎裏口（ワア軒下）	27	缶・ペットボトル	4,613 本	
吳警察署庁舎	裏庭駐車場	28	缶・ペットボトル	14,059 本	
吳警察署庁舎	裏庭駐車場	29	缶・ペットボトル	10,095 本	
吳警察署庁舎	裏庭駐車場	55	紙カップ	923 本	
吳警察署庁舎	裏庭駐車場	64	紙パック	4,553 本	
吳警察署音戸分庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	30	缶・ペットボトル	1,578 本	
広警察署庁舎	裏庭駐車場	31	缶・ペットボトル	16,575 本	
広警察署庁舎	裏庭駐車場	R8.3.31 で終了	紙カップ	260 本	
広警察署庁舎	裏庭駐車場	32	缶・ペットボトル	R8.4.1から設置	紙カップから変更
広警察署庁舎	裏庭駐車場	65	紙パック	1,776 本	
江田島警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	33	缶・ペットボトル	7,425 本	
東広島警察署庁舎	庁舎正面横（犬走り）	34	缶・ペットボトル	4,768 本	
東広島警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	35	缶・ペットボトル	12,531 本	
東広島警察署庁舎	2階（廊下）	36	缶・ペットボトル	11,755 本	
東広島警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	R8.3.31 で終了	紙カップ	204 本	
竹原警察署庁舎	裏庭駐車場	37	缶・ペットボトル	6,896 本	
竹原警察署庁舎	裏庭駐車場	66	紙パック	1,126 本	
竹原警察署大崎上島分庁舎	勝手口付近	38	缶・ペットボトル	2,262 本	
福山東警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	39	缶・ペットボトル	29,078 本	
福山東警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	40	缶・ペットボトル	25,342 本	
福山西警察署庁舎	裏庭駐車場	41	缶・ペットボトル	11,421 本	
福山北警察署庁舎	裏庭駐車場	42	缶・ペットボトル	11,236 本	
福山北警察署庁舎	裏庭駐車場	67	紙パック	12,690 本	
尾道警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	43	缶・ペットボトル	6,741 本	
尾道警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	44	缶・ペットボトル	11,631 本	
尾道警察署因島分庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	45	缶・ペットボトル	3,312 本	
三原警察署庁舎	裏庭駐車場	46	缶・ペットボトル	7,786 本	
三原警察署庁舎	裏庭駐車場	47	缶・ペットボトル	6,788 本	
府中警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	48	缶・ペットボトル	7,100 本	
世羅警察署庁舎	庁舎裏口（コンクリート敷）	49	缶・ペットボトル	4,366 本	

三次警察署庁舎	2階	50	缶・ペットボトル	1,907 本	
三次警察署庁舎	車庫	51	缶・ペットボトル	8,419 本	
庄原警察署庁舎	1階	52	缶・ペットボトル	4,141 本	
安芸高田警察署庁舎	裏庭駐車場	53	缶・ペットボトル	4,835 本	
安芸高田警察署庁舎	裏庭駐車場	56	紙カップ	1,093 本	
牛田新町県警待機宿舎45・46号館	土地	68	缶・ペットボトル	4,843 本	
藤垂園県警待機宿舎36号館	土地	69	缶・ペットボトル	3,514 本	

※1 売上本数は、現自動販売機設置事業者の申告によるものです。

※2 今回新たに設置する等により、販売データの無いところもあります。

※3 毎月支払っていただく必要経費については、一般的な缶・ペットボトルや紙パックの自動販売機であれば月額3,000～5,000円程度となり、紙カップの場合は、これに水道料金を加算した額になります。

## 入札書の記入・提出等についての注意事項

### 1 記入・押印について

- (1) 入札書に記入する日付は開札日（3月4日）ではなく、入札書を記入した日としてください。
- (2) 入札書には、実印（法人にあっては、社印・代表者印）を押印してください。ただし、代理人により入札する場合は、委任状に使用した代理人使用印を押印してください。
- (3) その他注意事項等については募集要領・入札公告に記載のとおりです。

### 2 提出について

- (1) 入札日に持参して提出する場合

入札執行者の指示により入札書を入札箱へ入れてください。

- (2) 郵送等により提出する場合

二重封筒にして郵送してください。

なお、入札書を入れて密封した中封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月4日開札・自動販売機設置事業物件番号○の入札書在中」を朱書きし、当該中封筒を入れた外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きしてください。（※○には、入札する物件の番号を記入）

複数の物件に入札する場合は、物件ごとに入札書と封筒を作成してください。（外封筒には、複数の内封筒を同封してもかまいません。）

一度提出を受けた入札書在中の封筒（外封筒を除く。）は、開札時刻まで開封しないため、中身を確認することができません。印漏れ、記載誤りが無いように、確認を行った後、封緘してください。

### 【封筒記載例】

